

仕 様 書

1 業務件名

防衛大学校令和7年度開校記念祭における臨時売店の設置及び経営

2 業務内容

【企画】スパイスで繋がる防大カレーフェス

(カレーライス、その他カレー関連商品の販売)

※ 防大カレーフェスの概要については別添企画書のとおり。

※ 飲食物を販売する業者についてはキッチンカーでの参加可。

3 相手方の決定

本業務を行う者（以下、「丙」という。）については、防衛大学校開校記念祭委託売店委員会の審査により、同委員会委員長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 丙は、臨時売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が使用財産を使用するとき。

イ 丙が使用許可条件に違反したとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

(1) 丙は、乙に臨時売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

(2) 1平方メートルあたりの国有財産使用料は、次のとおりとする。

約400円／日・m²（消費税込み。令和6年度開校記念祭実績参考）

なお、使用料は概算のため、正式に使用許可申請書が提出された時点で乙が決定する。

(3) 国有財産使用料は、防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局の歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 業務期間

(1) 営業日時

令和7年11月8日（土）及び9日（日）9時から16時まで

必ず両日ともに営業すること。なお、状況により、中止または営業日時の変更もあり得る。

(2) 設置場所

防衛大学校開校記念祭委託売店委員会が指定する臨時売店スペース
設置場所は別途指示する。

(3) その他

売店準備及び撤収については、別途指示する。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において臨時売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び設置した全ての機器の安全管理対策や保安について常に心掛け事故防止に努め、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、営業において生ずるごみ、その他の廃棄物について、自らの負担と責任において処理しなければならない。
- (3) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙（飲食物を販売する業者に限る）は、販売商品の調理等のため食品を取り扱う職務に対する者に対し、本業務を実施の都度、事前に検便を受けさせ、その結果を甲に報告しなければならない。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、雨天においても屋外での営業を可能とすること。
- (4) 臨時売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、テントや発動発電機等の必要物品は丙が準備し設置するものとする。その他、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料の他、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙（飲食物を販売する業者に限る）は、臨時売店の設置場所周辺に来客用のごみ箱を設置するものとし、そのごみ箱に入ったごみについては自らの負担と責任で回収・処分するものとする。
- (10) 丙は、臨時売店の売上金額を各日集計し、売上表を担当職員に提出すること。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要な都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 丙が違反した場合の処置

丙が本仕様書、募集要領その他甲等の指示に違反し、甲等の指導にかかわらず違反を解消しない場合は、甲は丙の出店を取り消すとともに、令和8年度以降の防衛大学校開校記念祭に係る公募において丙の応募を受け付けないことができる。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。